特別養護老人ホーム いこいの麓・滝沢あなぐち (指定短期入所生活介護/指定介護予防短期入所生活介護(空床)

運 営 規 程

第1章 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人美楽会が運営する指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所 生活介護事業(以下「事業者」という。)が行う利用型短期入所介護事業(空床)(以下 「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を 定め、施設の従事者が要介護状態にある利用者に対し、適切な施設サービスを提供す ることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 施設は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常 生活の継続を行える事を念頭に、入浴、排泄、食事等の介護、その他、日常生活上の世話、 機能訓練、健康管理上の世話を行うことにより、利用者の心身の機能維持、ならびに家族の 身体的、精神的負担の軽減を図る。
- 2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、 地域包括支援センター等、その他の福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、日常 生活圏域での地域包括ケアシステムの推進に努める。

(施設の名称等)

- 第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。
 - (1) 名 称 特別養護老人ホーム いこいの麓・滝沢あなぐち (特別養護老人ホーム いこいの麓・滝沢あなぐちの併設事業)
 - (2) 所在地 岩手県滝沢市穴口221番地2
- 2 施設の営業日及び営業時間については次のとおりとする。
 - (1) 介 護 業 務 年中無休24時間体制
 - (2) 事務及び相談業務 営業日 月曜日から金曜日まで

(祝日、7月1日、12月30~1月3日を除く)

時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

第2章 利用定員

(利用定員)

第4条 施設の利用定員は80名とする。(指定介護老人福祉施設に空床がある場合)

(ユニット数及びユニットの利用定員)

第5条 ユニット数は8ユニットとし、1ユニットの利用定員は10名とする。

第3章 従業者の職種、員数及び職務内容

(職員の区分及び定数)

第6条 施設に次の職員を置く。ただし、介護職員を除き指定介護老人福祉施設との兼務とする。

(1) 管理者 1名 (常勤)

(2) 医師 1名以上(嘱託・非常勤)(3) 生活相談員 1名以上(常勤・兼務)

(4) 介護職員 看護職員と併せて3:1の基準以上の数 (常勤)

(5) 看護職員 1名以上(常勤・兼務)
(6) 管理栄養士 1名以上(常勤・兼務)
(7) 機能訓練指導員 1名以上(常勤・兼務)

2 事務職員、その他の職員は施設の実情に応じ適宜管理者が定める。

(職務)

第7条 職員の職務は次の通りとする。

- (1) 管 理 者 施設と職員の管理・業務その他の管理を一元的に行う。
- (3) 生 活 相 談 員 利用者の生活上の諸相談、援助の企画立案、実施等行う。また、 利用者の短期入所生活介護計画の作成等入所者の介護支援業務を 行う。
- (4)介護職員 利用者の日常生活全般の介護・支援を行う
- (5) 看 護 職 員 利用者の保健衛生、看護業務を行う。
- (6) 管理栄養士 利用者の栄養指導、給食管理を行う。
- (7)機能訓練指導員 利用者の日常生活を営むために必要な機能の改善、維持するための訓練を行う。
- (8) 事務職員 施設の庶務及び会計事務等を行う。

第4章 同意と契約

(サービス等の内容説明)

第8条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

- 第9条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮 してサービスを提供する。

第5章 サービスの提供

(短期入所生活介護計画の作成)

- 第10条 施設は、相当期間以上にわたり継続している入所することが予定される利用者について、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、サービスの目標とその達成時期、サービス内容、サービス提供で留意すべき事項等を記載した、短期入所生活介護計画を作成する。
- 2 短期入所生活介護計画は、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の 内容に沿って作成する。
- 3 短期入所生活介護計画について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るものとする。

(サービス提供の方針)

- 第11条 施設は、利用者の心身の状況等に応じて、要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう適切な処遇を行うものとする。
- 2 施設は、サービスの提供に当たっては、居宅サービス計画または短期入所生活介護計画に 基づいて行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 施設は、サービスの提供に当たっては、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項 をわかりやすく説明するものとする。
- 4 施設は、利用者本人または他の入所者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 5 施設は、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(サービス内容)

- 第12条 指定短期入所生活介護のサービス内容は、次のとおりとする。
 - (1) 食事の提供
 - (2) 入浴、排泄、食事等の介護の実施
 - (3)機能訓練の実施
 - (4) 健康管理
 - (5) 短期入所生活介護計画の作成
 - (6) 生活相談
 - (7) 理容・美容
 - (8) レクリエーション
 - (9) 入退所時の送迎

(食事の提供)

- 第13条 施設は、食事の提供に当たっては、栄養、利用者の身体状況・嗜好を考慮したものと し、適切な時間に行うものとする。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床し て食堂で行うように努めるものとする。
- 2 食事の時間は概ね次のとおりとする。
 - (1) 朝食 午前7時30分~
 - (2) 昼食 正午~
 - (3) 夕食 午後6時~

(相談及び援助)

第14条 施設は、利用者またはその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第15条 施設は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むうえで必要な機能を回復 し、または、その減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第16条 医師又は看護職員は、必要に応じて健康維持のための適切な措置並びに指導を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第17条 施設は、教養娯楽設備等を整えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を 行うものとする。

(人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置)

第18条 施設は、高齢者の尊厳の保持、人格の尊重に影響を及ぼす可能性の高い高齢者虐待の 防止のために必要な措置を講ずるものとする。職員は、いかなる場合においても利用者に対 し以下の虐待は行わない。

(身体的虐待)(介護・世話の放棄・放任)(心理的虐待)(性的虐待)(経済的虐待)

2 施設の職員は、家族等から明らかに虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には市 町村又は地域包括支援センター等に通報するものとする。

(身体拘束廃止)

- 第19条 施設は利用者の生活の自由を保障し、尊厳のある営みの継続がされることを 目的とし、身体拘束を原則として禁止するものとする。
- 2 施設は、利用者の生命または身体を保護するための措置として、身体拘束を行う場合「身体拘束廃止委員会」を中心とした合議の場にて、切迫性・非代替性・一時性の要件全てを満たしていることを確認し、本人または家族の同意を得た場合にのみ行うものとする。
- 3 施設は、身体拘束に関する記録を整備し、本人、家族の求めがある場合には、記録の閲覧 を行えるようにするものとする。
- 4 施設は、身体拘束に関する職員研修を定期的に行うとともに、委員会開催を行い身体拘束 廃止に関して継続的した取り組みを行うものとする。

(利用料等)

- 第20条 サービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額は、厚生労働大臣が 定める基準(以下「費用基準額」という。)によるものとし、当該サービスが法定代理受領サ ービスである場合は、費用基準額から事業者に支払われるサービス費の額を控除して得た額 とする。なお、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支 払いを受ける利用料の額は、費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするもの とする。
- 2 次に掲げる費用は、利用者の負担とする。
 - (1)食事の提供に要する費用は、1日あたり1,445円(朝食455円、昼食495円、 夕食495円)とする。ただし、介護保険負担限度額認定証の提示があった場合にはその 限度額による。
 - (2)滞在に要する費用は、1日当たり2,500円とする。ただし、介護保険負担限度額認定証の提示があった場合にはその限度額による。
 - (3)(1)(2)の額については、施設の人件費、物価変動、修繕、備品、光熱水費等をもとに算出し、社会情勢等を考慮して改定を行うことができるものとする。ただし、改定にあたっては、事前に利用者または家族へ文書により説明を行い、同意を得るものとする。
- 3 第2項に揚げるもののほか、次に掲げる費用の額は利用者の負担とし、徴収する。
 - (1) 理美容代 実費
 - (2) 行事費 実費
 - (3) クラブ活動材料費 実費
 - (4) クリーニング代 実費 (施設内での洗濯に適さないもの)
 - (5) 電気器具持ち込み料 1日30円
 - (6) コピー代 モノクロ1面10円 カラー1面50円
- 4 第3項に掲げる費用徴収に関わるサービスの提供にあたっては、利用者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し同意を得るものとする。

(サービス費用の徴収)

- 第21条 施設は、利用者に対して提供した、介護保険サービス及び介護保険給付外サービスに つき、利用料金表をもとに計算した合計額を徴収するものとする。
- 2 施設は、利用者に提供した介護保険サービス及び介護保険給付外サービスについて、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載した請求書を利用者に交付するものとする。
- 3 施設は、当月の料金の合計額を翌日末日までに、契約した方法で支払いを受けるものとする。
- 4 施設は、利用者から料金の支払いを受けたときには、利用者に対し領収書を発行するものとする。
- 5 利用者は、翌月月末までに現金または指定口座への銀行振り込みにて施設に支払うものと する。なお、支払いにかかる手数料については利用者負担する。

(通常の送迎実施区域)

第 22 条 介護保険給付の送迎サービス実施範囲は西北医療圏域までとした概ね片道 6 5 km 以内とし、その範囲を超えない地域とする。

第6章 留意事項

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第23条 利用者はサービス利用に当たって次のことを遵守しなければならない。
 - (1) 管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、管理栄養士、機能訓練指導員など の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図るよう努めるものと する。
 - (2) 外出をする場合は、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。

(衛生保持)

第24条 利用者は、施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために事施設に協力するものと する。

(禁止行為)

- 第25条 利用者は、施設内で次の行為を行ってはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - (2) けんか、口論、泥酔等により他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に施設又は物品に損害を与え、若しくはこれを持ち出すこと。
 - (6) その他公序良俗に反すること。

(入所者に関する市町村への通知)

- 第26条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してそ の旨を市町村に通知するものとする。
 - (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第7章 従業者の服務規程と質の確保

(業務体制の確保等)

- 第27条 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう必要な業務体制を定めるものとする。
- 2 サービスの提供は、施設の職員(契約職員を含む)によって行うものとする。ただし、入 居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 職員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2)継続研修 年1回以上(その他必要に応じて実施)

(衛生管理等)

- 第28条 施設は、設備等の衛生管理に努め、また、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品・医療機器等の管理を適正に行うものとする。
- 2 施設は、感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持等)

- 第29条 施設及び職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 施設は、退職者等が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

第8章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応方法)

第 30 条 施設は、利用者の容体に変化があった場合は、主治の医師又は協力病院医師に連絡 する等必要な措置を講じるほか、家族等に速やかに連絡するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第31条 施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。ただし、施設の責に帰さない事由による場合はこの限りでない。

(非常災害対策)

- 第32条 施設は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災に関する計画を作成するものとする。
- 2 施設は、非常災害に備え、少なくとも6 γ 月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

第9章 その他施設の運営に関する重要事項

(業務継続計画の策定等)

第33条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するものとし、必要な研修や訓練を定期的に実施するものとする。

(協力病院等)

第34条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために協力病院並びに協力歯科医療機関を定めるものとする。

(掲示)

第35条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院等、 利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示するものとする。

(相談・苦情対応)

- 第36条 事業者は、利用者及び、その家族からの相談、苦情に対する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情に対し迅速に対応するものとする。
- 2 施設は提供するサービスに対する利用者からの苦情に関し、市町村又は国民健康保険団体 連合会が行う調査に協力するものとし市町村又は国民健康保険団体連合会からの指導助言を 受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第37条 施設の運営に当たっては、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

(会計の区分)

第38条 施設は、サービス事業の会計と、その他の事業との会計を区分するものとする。

(記録の整備)

- 第39条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 2 施設は、短期入所利用期間のサービス提供に関する記録を作成しその完結の日から2年間保存するものとする。
- 3 利用者は、サービス実施記録を閲覧できるものとする。

(その他)

第40条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長と事業所の管理者と の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は令和 2年7月15日から施行する。
- 2 この規定は令和 2年9月 1日から施行する。
- 3 この規定は令和 3年8月 1日から施行する。
- 4 この規定は令和 6年4月 1日から施行する。